平成２２年（フ）第７７９０号
大阪府吹田市岸部北２丁目30番23―201号
債務者　金川　道人
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第３１２号
岡山県浅口郡里庄町大字里見5989番地３
債務者　最上　好男
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月10日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第１００号
北海道北見市緑ケ丘１丁目25番18、住民票上の住所北海道北見市中央三輪４丁目513番地32　ヴェール三輪205号
債務者　柏崎　伸一
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２２年（フ）第５２０号
埼玉県春日部市浜川戸１丁目15番地11
債務者　加瀬　経司
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５２１号
埼玉県春日部市浜川戸１丁目15番地11
債務者　加瀬マリ子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５３８号
埼玉県春日部市備後東６丁目13番23―305号
債務者　深谷　正夫
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５４５号
埼玉県越谷市東大沢３丁目34番地５イマモトタウンＣ302
債務者　福田　米子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５５４号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸２丁目６番19号
債務者　井上　光男
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５５５号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸２丁目６番19号
債務者　井上　豊子
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５６１号
埼玉県春日部市藤塚249番地24
債務者　千葉　孝好
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第５７４号
埼玉県越谷市千間台西５丁目22番地４　サツキハイツＡ103
債務者　畑中　　孝
1　決定年月日時　平成22年10月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２２年（フ）第１１４３号
千葉県富里市七栄646番地76　マイアビエＡ205、申立時の住所千葉市中央区星久喜町769番地４　スターレジデンス202号
債務者　由田　涼子（旧姓川瀬）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０２号
千葉市若葉区みつわ台５丁目30番４号　リーフみつわ台201号
債務者　浅井　宏友
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２０９号
千葉市若葉区都賀１丁目２番２号
債務者　田村　明美（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２１６号
千葉県船橋市高野台３丁目10番25号
債務者　山本　　薫
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１２６６号
千葉県船橋市高根台５丁目１番258棟406号
債務者　梶原　照美
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１３００号
千葉市緑区あすみが丘９丁目54番地15
債務者　平野　光枝
1　決定年月日時　平成22年10月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第３３３号
千葉県八街市東吉田825番地68
債務者　川名小百合
1　決定年月日時　平成22年10月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月13日まで
千葉地方裁判所佐倉支部